

テレワーカー人材育成事業業務委託

仕 様 書

1 委託業務名

テレワーカー人材育成事業業務

2 事業の目的

生活環境の変化や働き方の多様化が求められている現状において、時間や場所に縛られないテレワークの市場は今後拡大が予想される。本部町（以下「町」という）においてもテレワーカーの人材育成と就労支援等を実施することにより、町民の新たな収入源確保に繋げ、多様な働き方で環境の変化に対応できる強い地域経済の構築を目的とする。

3 委託期間：契約締結日から令和5年3月24日まで

4 業務内容

（1）テレワーク環境の構築

テレワークの従事に必要となる PC 等をリースする。

（2）テレワーカーの募集及び選定

ポスター、チラシ、町広報及び町ホームページ等を活用し、町民からテレワーカー50名を募集する。選定基準については町と協議する。

（3）テレワーカーの育成

募集したテレワーカーに対する研修・指導等を行い、テレワーカーとしての業務を行えるよう育成する。なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、研修・指導等については可能な限りオンラインまたはリモートワークによる実施とし、対面により実施する場合は新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を徹底すること。

（4）テレワーカーの就労支援

- ① 育成したテレワーカーが業務を受注できるよう、また、適切に業務を遂行できるよう必要な支援を行う。
- ② 業務を受注できるよう企業等とのマッチングを図る。
- ③ 企業から業務を受注し、テレワーカーの能力に応じて割り振る。
- ④ テレワーカーから納品された成果品の検査を行い、企業へ納品する。

(5) 事業効果調査

本業務により募集したテレワーカーに対し、本事業に関するアンケート調査を実施する。

(6) 実績報告書の作成

本事業に係る実績について、報告書を作成する。

5 業務に係る成果目標

(1) 成果目標

①育成するテレワーカーの人数 50 人

(研修終了後、テレワーカーとしての稼働率25%以上)

6 実績報告書の提出

① 実績報告書 2 部

② ①の電子ファイル 1 部

③ 事業実施により得られた成果物 一式

7 業務進行上の注意

(1) 当委託業務は、本部町契約規則(昭和52年6月1日 規則第3号)によるほか、本仕様書に基づき施行すること。なお、本仕様書に定めのない事項については、町と受託者で協議のうえ決定する。

(2) 消耗品、備品等について、本事業のみで使用される、直接必要な最小限度の支出であること。また本事業以外に使用してはならない。

(3) 受託者は、契約後速やかに業務に着手し、委託期間終了日までに完了しなければならない。

(4) 委託業務が完了した際には、実績報告書を提出すること。

(5) 受託者は業務遂行にあたって、常に職員と密接な連携を図り、町の意図について熟知のうえ作業に着手し、効率的進行に努めなければならない。

(6) 受託者は、詳細事項及び内容に疑義が生じた場合並びに、業務上重要な事項の選定については、あらかじめ町と打ち合わせを行い、その指示を受けること。

(7) 委託業務に係る経費については、経理関係書類を整備して、他の経理と明確区分して記載し、委託費の使途を明らかにしておくこと。

(8) 委託費の支出内容を証する経理書類について、委託業務の完了した日の属する会計年度の終了後5年間、いつでも閲覧に供することができるよう保存しておくこと。

8 事業の成果品及び著作権

当委託業務により得られた成果物の著作権及び所有権は、町に帰属するものとする。
ただし、当委託業務で得られた成果物において、第三者の著作権等その他の権利に抵触するものについては、受託者の費用をもって処理するものとする。

9 守秘義務及び個人情報の保護

- (1) 受託者は、業務実施上知り得た事業者の情報について、公にされている事項を除き、将来にわたって、自ら利用し、他に漏らしてはならない。
- (2) 受託者は、個人情報を取り扱う事務を行う場合には、その取扱いについて、本部町個人情報保護条例（平成16年3月31日 条例第14号）に基づき、遵守しなければならない。

11 協議について

本仕様書に記載されていない事項が発生した場合、あるいは本仕様書の記載事項に疑義が生じた場合は、町と協議の上決定する。

10 問い合わせ先

本部町企画商工観光課 企画政策実践班 担当：宮城
〒905-0292 本部町字東5番地
電話番号：0980-47-2702 F A X：0980-47-4576